

# 平成31年度 久喜市立太東中学校 いじめ防止基本方針

## ◆ 目 次 ◆

はじめに

- 1・いじめの定義と重大事態について
- 2・学校いじめ防止基本方針
- 3・学校におけるいじめの防止等の対策のための組織
- 4・学校におけるいじめの防止等に関する措置
  - (1) いじめ未然防止
  - (2) 早期発見
  - (3) いじめに対する措置
- 5・重大事態への調査
  - (1) 組織
  - (2) 事実関係を明確にするための調査の実施
  - (3) 調査結果の提供及び報告
- 6・いじめ未然防止のための取り組み
  - (1) 生徒会・各委員会との連携
  - (2) 相談窓口の明示

## 1・いじめの定義と重大事態の定義について

いじめ防止対策推進法の施行に伴い、文部科学省では、平成25年度から以下のとおりいじめが定義されている。

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じ方（受けている気持ち）や被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

また、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（生命心身財産重大事態）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（不登校重大事態）とされている。改めて、重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならないことを認識する。具体的な重大事態については、以下のとおりである。

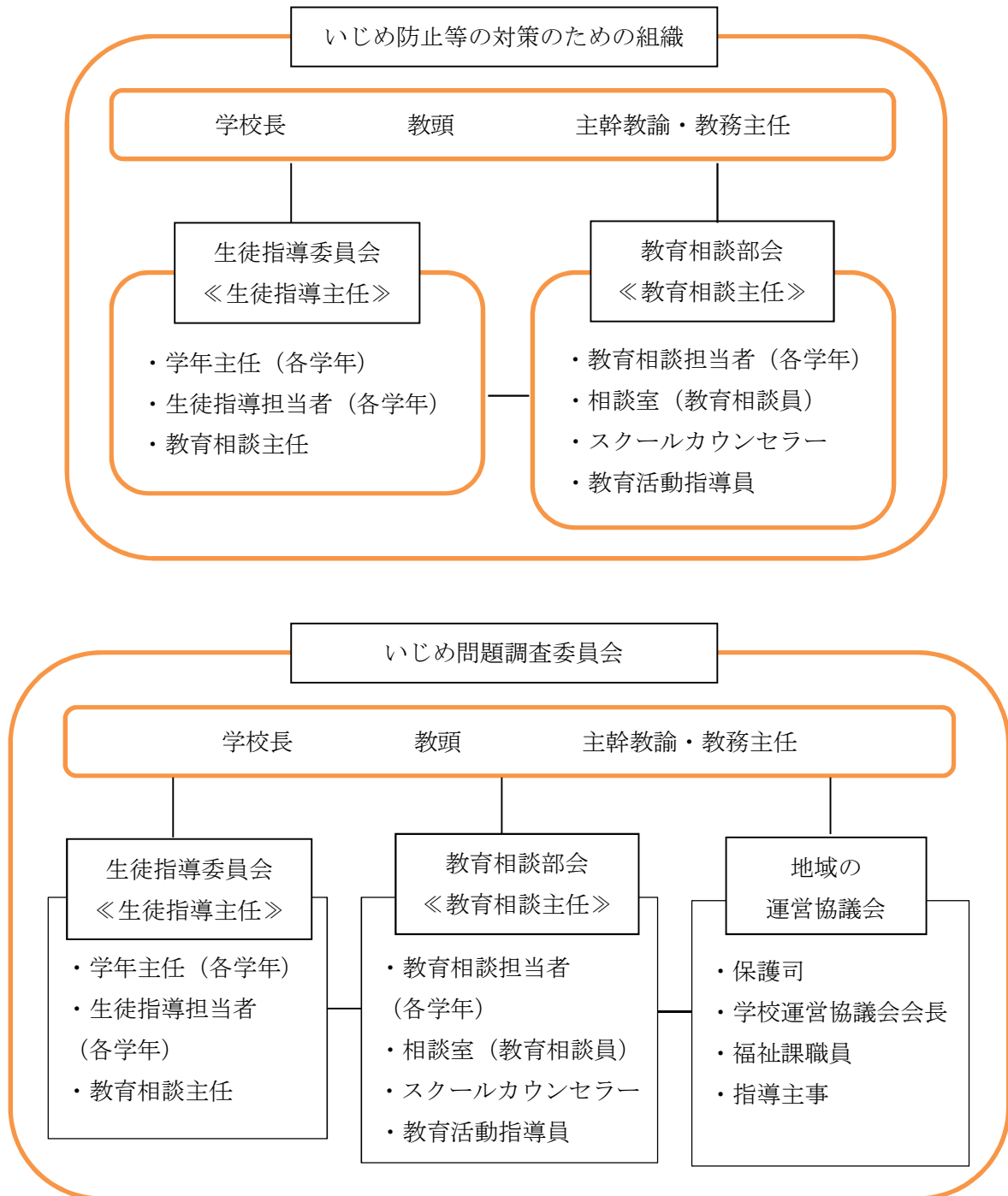
- ① 児童生徒が自殺を企図した場合
- ② 身体に重大な傷害を負った場合
- ③ 金品等に重大な被害を被った場合
- ④ 精神性の疾患を発症した場合
- ⑤ 30日以上欠席の場合
- ⑥ 児童生徒・保護者から調査依頼の申し出があった場合

## 2・学校いじめ防止基本方針

- 方針1** いじめはどの学校でも、どの学級にも、どの生徒にも起こる可能性があるうえに、生徒の命にかかわる最も深刻な案件であることを、全教職員が常に認識する。
- 方針2** いじめを防止するには、特定の生徒や特定の立場の人だけの問題とせず、学校全体はもとより、保護者や地域の方々などの協力を得ながら、社会全体で真剣に取り組んでいく。
- 方針3** 校長のリーダーシップのもと、いじめを許さないこと、いじめられている生徒を守り抜くことを絶えず発信し、いじめの未然防止や把握に組織的に取り組む。
- 方針4** 生徒に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施する等、学校組織をあげて、生徒一人ひとりの状況把握に努める。
- 方針5** 生徒との信頼関係作りに努め、誰でも相談できるようにするとともに、相談窓口を明示する等、相談しやすい雰囲気作りに努める。

### 3・学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止・早期発見・対処等、組織的な対応を迅速に行うため、生徒指導委員会と相談室、スクールカウンセラー等を中核とした「いじめ防止等の対策のための組織」を設置し、定期的に行う。また、重大事態が発生したときには「いじめ問題調査委員会」を設置し、開催する。



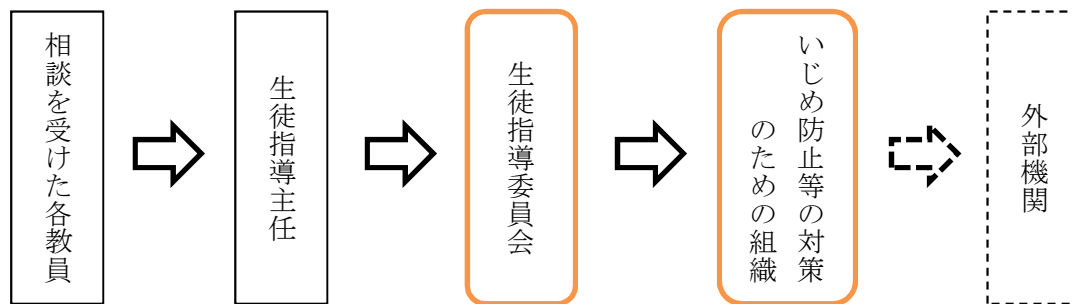
## 4・学校におけるいじめの防止等に関する措置

### (1) いじめの未然防止について

#### ○道徳教育の充実

- ◆計画的・発展的な指導によって、道徳的心情を豊かにし、道徳的判断力を高め、実践意欲と態度の向上を図る。
- ◆自分の考え方、生き方をじっくりと見つめ、深める時間とする。
- ◆自分の考えを表現し合う活動を通して、言語活動を充実させ、よりよい人間関係の確立につなげる。
- ◆道徳的価値および人間としての生き方についての自覚を深めたり、体験で得た実感に基づく道徳的価値の内面化を図り、道徳的実践力を育成する。

#### ○相談体制の整備



#### ○インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ◆プロフ・ブログ・掲示板・リアル・SNS 等を対象とした、定期的なネットパトロールを実施する。
- ◆インターネットを通じて行われているいじめに関する相談窓口を明示する。

#### 『相談窓口』

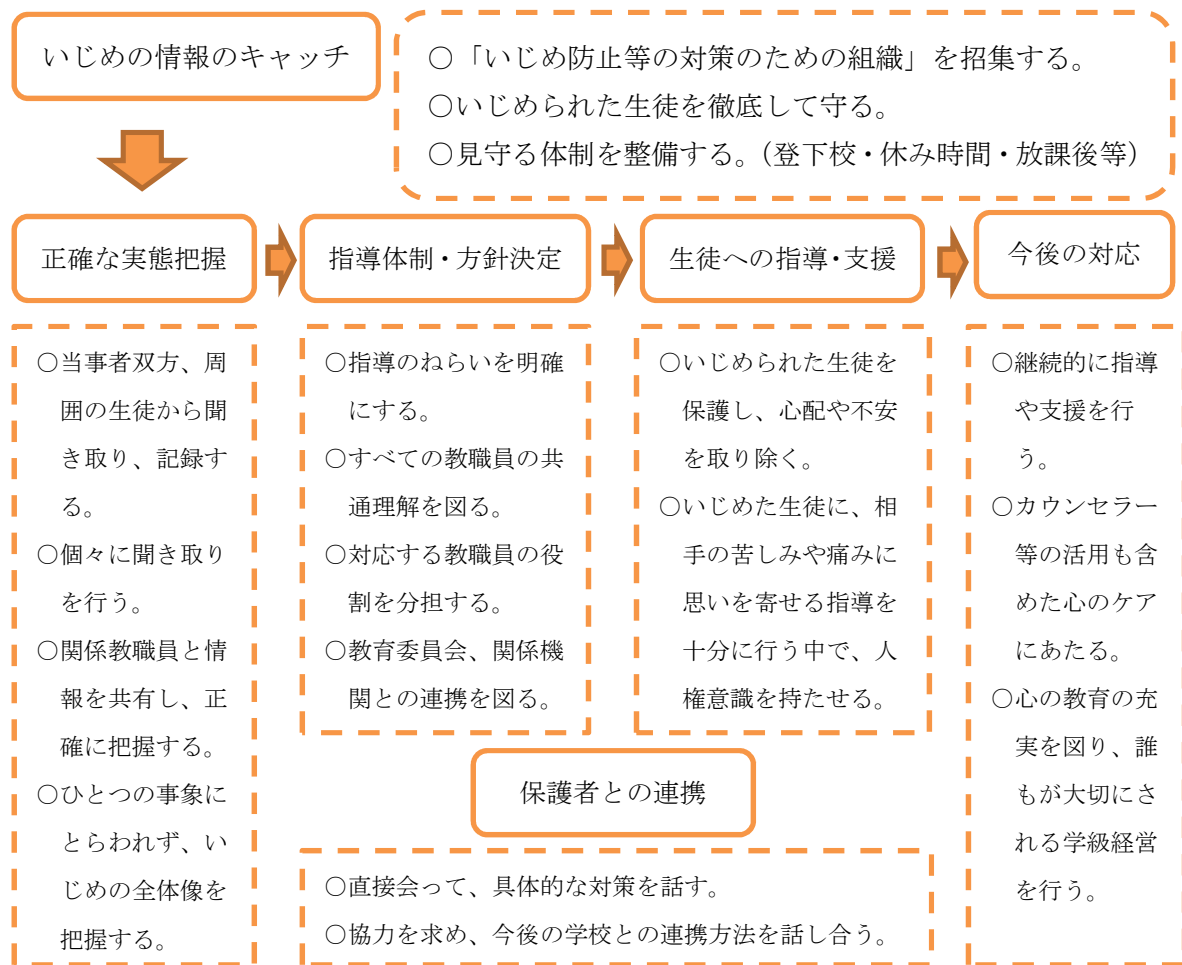
いじめ相談に関するもの	
県立総合教育センター	さいたま地方法務局人権擁護課
インターネットを使った犯罪に関するもの	
警察総合相談センター	埼玉県警察 HP「サイバー犯罪対策」

### (2) 早期発見について

#### ○早期発見のための手立て

- ◆生徒に対するアンケート調査（5・10月実施）や、個別の面談を定期的に（夏季休業中の家庭訪問や三者面談など）実施する。
- ◆生徒指導委員会等（毎週）での、情報共有を密にする。
- ◆相談窓口（①担任 ②学年主任 ③生徒指導主任 ④相談室）を明示する。
- ◆いじめ防止等のための会議（学期に1回を目安に年3回）を校内研修などで実施し、教員の意識向上を図る。
- ◆本基本方針をホームページで公開、及び年度初めで説明を行う。

## ○いじめ未然防止に関する具体的指導体制



## ○日常的な取り組み

教職員・生徒のいじめに対する「考え方の転換」を図り、より迅速な対応が図れる体制づくりに取り組む。

### 学校の雰囲気

「私の学級にいじめは起こらないだろう」  
(錯覚)

### 教職員の意識

「学級でいじめが起こったらどうしよう」  
(不安)

### いじめの兆候

「いじめ？生徒たちで解決させよう」  
(抱え込み)

### 考え方の転換

「いじめに気付いていないのかも」  
(本質の認識)

「注意深く、学級の様子を見て行こう」  
(積極的な姿勢)

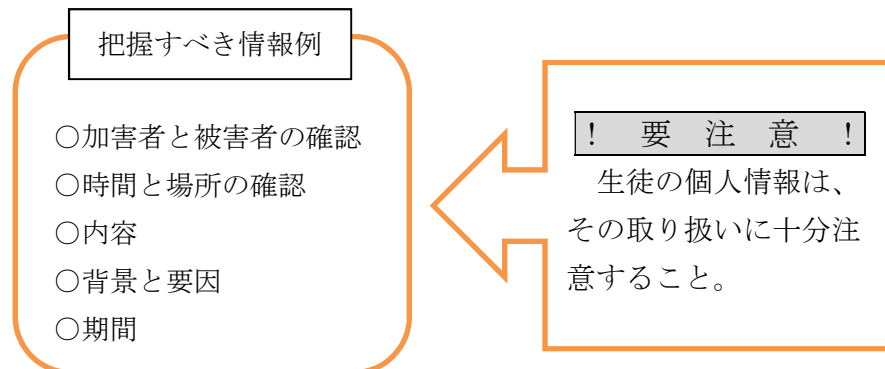
「いじめかも？〇〇先生に相談しよう」  
(報告・連絡・相談)

### (3) いじめに対する措置

#### ○いじめの事実確認

いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経過や心情などを、いじめている生徒から聴き取るとともに、周囲の生徒や保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。そのために、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行う。

また、保護者に対しては、複数の教職員（学年主任・担任・生徒指導主任等）で対応し、事実に基づいて丁寧に説明する。



#### ○いじめを受けた児童・生徒又はその保護者に対する支援

##### 生徒に対して

- ◆事実確認とともに、つらい気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- ◆「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- ◆「必ず解決できる」という希望を、安心感を与える。
- ◆自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるように配慮する。

##### 保護者に対して

- ◆発見した日のうちに、家庭訪問等で保護者と面談し、事実関係を直接伝える。
- ◆学校の方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ◆保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ◆継続して家庭との連携を取りながら、解決に向けて取り組むことを伝える。
- ◆家庭で生徒の変化に注意してもらい、些細なことでも相談してほしいことを伝える。

#### 教職員に不信感を持たれないように配慮する。

《不信感を持たれる言葉例》

「お子さんにも悪いところがあるようです。」

「家庭での甘やかしが問題です。」

## ○いじめを行った児童・生徒に対する指導又はその保護者に対する助言

### 生徒に対して

- ◆いじめた気持ちや状況等について十分に話を聴き、背景にも目を向けた指導をする。
- ◆心理的な孤立感・疎外感を与えないようにする等、一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

### 保護者に対して

- ◆正確な事実関係を説明し、いじめられた生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- ◆「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さ認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ◆生徒の変容を図るために、今後のかかわり方等を一緒に考え、具体的な助言をする。

## ○いじめの解消について

いじめが「解消している」状態とは、次の2つの要件が満たされていることとする。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

### (1) いじめに係る行為が止んでいること

いじめに係る行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月を目安とする）継続していること。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、より長期の期間を設定するものとする。

### (2) 被害者が心身の苦痛を感じていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害者本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。「解消している状態」に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する。

## ○所轄警察署との連携

学校でのいじめが、暴力行為や恐喝等、生徒の生命・身体の安全が脅かされる事案に関しては、早期に所轄の警察署や少年サポートセンターに相談し、連携して対応することが必要である。

### 『相談窓口』

所轄警察署	少年サポートセンター
「久喜警察署」 〒346-0021 久喜市上早見 154 代表電話：0480-24-0110	埼玉県警察少年サポートセンター 「少年サポートセンター東分室」 春日部市庄和総合支所 3階 電話：048-718-4152

## ○懲戒、出席停止制度の適切な運用等、その他いじめの防止に関する措置

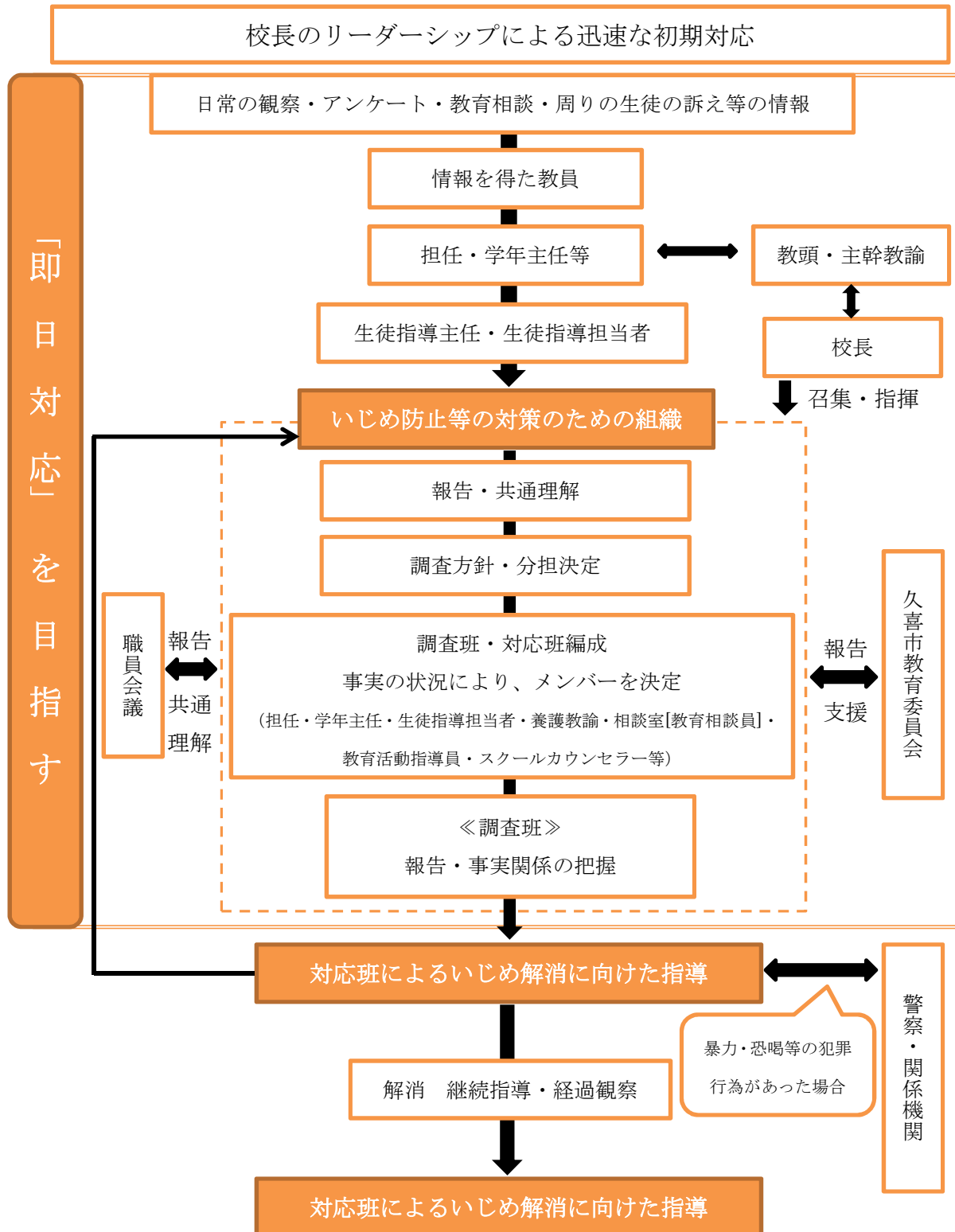
生徒に対しては、日頃からきめ細やかな指導や教育相談を粘り強く行うことが必要である。しかし、指導の効果があがらず、他の生徒の心身の安全が保障されない等の恐れがある場合については、出席停止等の懲戒処分の措置を、久喜市教育委員会の判断のもとで検討する必要がある。その際、当該生徒に対して、学習を補完したり、学級担任等が計画的かつ臨機に家庭への訪問を行い、家庭との連携を十分に図る必要がある。

特に、いじめられた生徒の心身の安全が脅かされる場合等、いじめられた生徒をいじめから守り抜くために、必要があればいじめた生徒に対し、転学等について弾力的に対応することと規定されており、これらを視野に入れた措置も必要になってくる。そのため、保護者から、他の学校に変更したい旨の申し出があれば、学校は柔軟に対応し、生徒の将来を見据えた指導を行う。



## 5・重大事態への調査

### (1) 組織



## (2) 事実関係を明確にするための調査の実施

- ◆教職員や関係している生徒に聴き取り調査を行う。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ◆これまでに学校で行っているアンケート等の調査資料の再分析を行い、必要に応じて再調査を行う。

調査で不都合があっても、事実をしっかり向き合う姿勢が重要

## (3) 調査結果の提供及び報告

### ○いじめを受けた児童・生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

- ◆調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する。(経過報告ができると、よりよい。)
- ◆関係者の個人情報に十分に配慮する。但し、いたずらに個人情報を楯に説明を怠ってはならない。

得られた調査結果（アンケートや聴き取り）は、いじめられた生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の生徒や保護者に説明する等の措置が必要。

### ○調査結果の報告

調査結果を久喜市教育委員会に報告する。その際、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

### 久喜市教育委員会が調査主体となる場合

久喜市教育委員会の指導の下、資料の提出等、調査に協力する。

## 6・いじめ未然防止のための取り組み

### (1) 生徒会・各委員会との連携

#### 【生徒会】

全校生徒への通知：生徒会朝会でいじめゼロの呼びかけを行う。  
学級において人権作文の作成、人権カレンダーの掲示、  
いじめ防止の署名活動を行う。

#### 【学級委員会】

学校行事：みんなで協力して作り上げ、けじめを持って取り組む。

#### 【保健委員会】

健康に対する意識の向上：健康観察や健康に関するアンケートを実施する。

#### 【体育委員会】

リーダー育成：集団を牽引できる、リーダーを育成する。

#### 【給食委員会】

食育の推進：時間・マナーを守り、楽しい給食になるように努める。

#### 【広報委員会】

雰囲気づくり：太東中생が気持ちよく生活できるように努める。

#### 【図書委員会】

読書の推進：豊かな心を育み、他人の痛みがわかるようにする。

#### 【整美緑化委員会】

清掃・緑化活動：校内の美化に努め、明るい学校づくりを実施する。

#### 【生活安全委員会】

生徒の模範：太東中생が安心して、楽しい学校生活を送れるように努める。

# みんなの声 聴かせて

久喜市立太東中学校

困ったとき、気持ちが沈んだとき、相談できる先生はこんなに身近にいます。

太東中の先生は、一緒になって考え、悩み、そして力となってくれます。

## ～ 担任の先生 ～

1-1 篠崎先生	1-2 佐藤先生	1-3 松本先生	1-4 寺田先生	
2-1 安達先生	2-2 飯塚先生	2-3 福原先生	2-4 鈴木先生	
3-1 本浪先生	3-2 大塚先生	3-3 岡本先生		

## ～ 学年主任の先生 ～

1 学年 奥澤先生	2 学年 鈴木先生	3 学年 斉藤先生
-----------	-----------	-----------

## ～ 太東中の先生 ～

保健室の先生	野上先生
相談室の先生	杉本先生 ・ 伊藤先生 (スクールカウンセラー)
職員室の先生	長島先生 (教頭先生) ・ 西郊先生 (教務) 大西先生 (学習支援員)
部活動顧問の先生	松本先生 (男子バスケットボール部) 並木先生 (女子バスケットボール部) 寺田先生 (剣道部)                      岡本先生 (卓球部) 福原先生 (女子バレー部)              西郊先生 (野球部) 安達先生 (バドミントン部)          篠崎先生 (陸上部) 根本先生 (男子テニス部)              佐藤先生 (女子テニス部) 本浪先生 (サッカー部)                飯塚先生 (吹奏楽部) 小林先生 (美術部)                      斉藤先生 (ゲキ部) 三浦先生 (ロボコン部)

ひとりで悩まず、誰かに打ち明けてごらん？太東中にはこんなにたくさんの先生がいて、「みんなの力になりたい」と心から願っています。

